

## 佐賀県の学校事務略史

昭和 22 年度	学校教育法に事務職員を置くことが規定される
昭和 23 年度	「市町村立学校職員給与負担法」成立 事務職員も適用
昭和 31 年度	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」成立 → 人事権は、都道府県に移り、学校事務職員は閉鎖職種化していく
昭和 33 年度	標準定数法成立 60 人学級 → 50 人学級へ
昭和 35 年度	全国学校事務研究集会「職務明確化」「全校配置要求」「雑務排除論」など
昭和 43 年度	全国公立小中学校学校事務職員研究会(全事研)発足
昭和 47 年度	雑誌「大阪人」問題 → 全国的に学校事務論議が高まる
〃	給特法 教職調整額 4%支給
昭和 48 年度	佐賀県の旧主査・事務長制始まる
昭和 49 年度	義務教育学校職員人材確保法
昭和 51 年度	「女子教員等育児休業法」施行
昭和 53 年度	産休代替法修正可決 → それまでは各県対応
昭和 59 年度	義務教育国庫負担適用除外問題始まる
昭和 63 年度	臨教審公聴会で全事研研究部長の学校事務に関する発言
平成 2 年度	大阪市の学校事務センターがスタートする
平成 3 年度	佐賀県の給与口座振込制度が始まる
平成 4 年度	宮崎県の「21 世紀事業」が行われる（～6 年）
平成 5 年度	全国人事委員会連合会任用部会報告 標準職務表・静岡モデルが出る
〃	
平成 7 年度	宮崎県の「事務処理規程」を中心とした改革が始まる
<b>平成 8 年度</b>	<b>佐賀県公立小中学校学校事務研究会が発足する（平成 9 年 2 月 27 日）</b>
平成 10 年度	中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」（9 月 21 日） 平成 10 年 9 月第 1 回九州各県事務研究会役員会に参加する（於：熊本市）
平成 11 年度	事務の共同実施始まる（共同実施加配=当初は研究加配 § 15・5 項）
平成 12 年度	佐賀県第 1 回標準的職務表が出る
平成 13 年度	共同実施加配の標準定数法 § 15・4 項による制度化
平成 15 年度	佐賀県費給与の一元化（教育事務所の庶務係廃止）
平成 18 年度	佐賀県費旅費の電算化・アウトソーシング
平成 19 年度	佐賀県公立小中学校学校事務改善検討委員会（平成 19 年 3 月 20 日）
平成 20 年度	事務の共同実施を佐賀県全県施行
平成 21 年度	学校教育法施行規則改正（小中学校の省令事務長制公布）
平成 22 年度	佐賀県改正(第 2 回)の標準的職務表が出る 教職員の県費 3 手当の認定権限が校長へ委任
〃	
平成 23 年度	小中学校に管理職事務長の設置 教職員の県費 3 手当の認定権限が学校運営支援室長(事務長)へ委任
〃	佐賀市などで予算の事務長専決額
平成 24 年度	学校事務採用試験なくなる。県庁との人事一本化へ踏み出す。 コミュニティスクール加配(事務職員全国で 100 人定数)始まる。
平成 25 年度	小中学校に統括事務長の設置(旧教育事務所単位で計 5 名)